

## 施策調査専門委員会の検討状況について

### 【 第30回施策調査専門委員会 (H26. 11. 14) 】

＜議題＞ 1 特別対策事業の点検結果報告書（第2期・平成25年度実績版）（案）について 資料5-2～5-5

⇒ 12の特別対策事業について、「第2期5か年計画」2年目となる平成25年度の事業実績に関する点検・評価を行い、その結果を報告書として作成する。

2 水源環境保全・再生施策の総合的な評価について 資料5-6～5-7

⇒ 「第2期実行5か年計画」満了時(H28)は、全体計画期間の前半10年の節目となるため、10年間の取組の成果と課題について一旦総括し、施策全体を総合的に評価し、後半10年(H29～)に繋げる。

＜報告事項＞ 水源環境保全・再生施策の経済的手法による施策評価について 資料5-8

### ＜主な意見＞

#### 【 議題 1 】

〔 ◎＝委員長説明、○＝委員意見、●＝県説明 〕

- ◎ 資料5-4の総括（案）を中心に見てもらい、事業実績などに関しても指摘があればコメントいただきたい。
- ◎ 来年1月23日の施策調査専門委員会では、今後の文書照会等による委員意見を総括（案）に書き込むのに加え、報告書概要版の内容についても検討。概要版はA4サイズ1～2枚程度の分量で、分かりやすいものをまとめていく。
- ◎ 資料5-5には、前年度の報告書の点検結果についての対応状況をまとめてあるが、それを今回の報告書にどのように入れていくのか、あるいは対応内容に関する意見があればいただきたい。
- 資料5-5は、一覧表のスタイルで分かりやすいので報告書巻末の付表に載せるとともに、各事業の対応に関してそれぞれの総括部分に書いておくのが良い。
- 総括（案）は事業の今後に向けた課題を中心に書かれてあるが、成果となる部分がある程度書いた方が分かりやすい報告書になる。
- この事業に関しては元々数字では表せない部分が多い。事業の成果はあったのかとの見出しを付ける以上は、何パーセント進捗しているとの数字だけでなく、その結果としてこのようなことが見えてきたということを書き込む必要がある。
- 目標を達成していることのみをもって評価出来るとするのか。目標には達していないけれども事業の内容的には十分だということもあり得るが、そのつながりをどのように示すかが課題。
- 事業の成果を数字だけで評価するものではないが、ルールを決めて進捗状況をA～Dランクで評価することは従来どおりに行う。
- 4番事業の総括（案）は、年度目標に対する達成率が低いことの要因も併せて記載しており、状況が分かるように上手く示されている例。一方で、3番事業は、単年度平均額よりも高い予算額が措置

されていて、予定を上回る進捗率となっている。その時の評価として、予定していたよりも予算がかかっているのか、今後も集中的に金額を投入していかなければならないとの評価になるのか、あるいは前半の年度で集中してやったので後半は下げれば良いとの評価になるのか。そうした評価が、次期計画を立てる時に使える要素となる。5分の2を上回るとの評価のみで、評価の材料としてもう少し書かれている必要がある。

## 【 議題 2 】

- ◎ 資料5-6の評価報告書(案)は、総合評価のために作成。単年度の予算や数量の進捗状況というよりも、本当に事業の効果があつたのかに関して議論し、中間評価をするもの。第3期計画の検討を行う際に、これまでの12事業のスタイルで良いのかどうか、一般財源事業との出し入れがあるのか等の議論にもつながるような性格のもの。
- ◎ 第1章は新規作成部分で、そもそも水源環境に関わる問題がどのようなものを分かりやすく説明。また、35ページ以降では、12事業だけでなく、施策大綱にある一般財源事業も含めてリスト化。場合によっては、この事業の中から税を投入するものがあるのか、又はその逆の議論もあり得る。
- 評価報告書(案)の目次にある項目の内容が全て完成するのは平成27年7月、それを7月のワークショップで素材として提供。また、3月のプレワークショップでは、このうち主要な部分をお示しする。(経済的手法による施策評価の取りまとめ結果に関する7月提示)
- 一般財源事業に関しては水源環境保全税を投入する上で制約があるとの考え方は理解出来ない。水源環境保全の観点から、一般財源事業に税を使うことがあっても良い。ただし、単純に基盤整備のためとの理由で林道や治山に利用出来るということではなく、事業内容に応じて慎重に判断していくべき。次期計画の検討の際には、個別具体的な事業に関して議論する必要がある。
- モニタリング結果について、これまでは数字のみ、あるいは林内が明るくなり植生が回復したとだけの示し方。例えば、目標とする植物や生き物を設定して、それが増えたか減ったかを示す方が、一般の県民には分かりやすい。
- 施策をいつまでやるのかよりも、例えば木材生産を間伐までに止めるのかどうかなど、県の取組としてどこまでやるのか、全体的な考え方を提示する必要がある。
- 今後は第3期計画の議論の場面が増えていくので、順応的管理の考え方を採用している以上、最初に作った計画が最善のものということだけでなく、施策の大きな目的は残しつつ、手段の有効性について議論していくことが必要。